

愛媛若者サポートプラン

(令和5年11月改訂)

愛 媛 県

目 次

はじめに（プラン策定の趣旨）	1
第一部 ニートの状況に至る若者への支援	3
1 職業的自立への支援	3
（1）サポステを中心とした支援	3
① サポステを通じた職業的自立支援	4
② 職業的自立支援から就労支援等への円滑な移行	4
③ 就職後のフォローとやり直しのきく働き方の推進	6
（2）就労の前段階にある社会的自立への支援	6
① 支援が必要な若者の把握と誘導	7
② サポステ等を通じた本人の社会的自立支援と保護者の支援	7
2 ニートにさせないための支援	9
（1）就学期・移行期・就労期のキャリア形成支援	9
① 就学期の児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育	9
② 移行期の生徒個々の適性を踏まえた進路指導や労働教育の普及	11
③ 就労期のキャリア保持	12
（2）その他予防に資する取組	13
3 参加と連携による若者の自立支援の推進（体制）	14
（1）サポステを中心としたネットワークの確立	14
① 関係機関のネットワーキング	14
② サポートの意義の周知啓発	14
（2）ネットワークの関係者に期待したい役割	15
① 行政（県、市町、愛媛労働局）	15
② 就労支援機関	15
③ 教育機関	15
④ 事業主団体及び事業主	15
第二部 若者の就労をめぐる現状	17
1 若者を取り巻く雇用環境	17
2 ニートの状況にある若者の現状	19
参 考 考	22
愛媛県のニート支援をめぐる主な動き	22
愛媛若者サポート委員会委員名簿	24

※昨年度からの変更点については、下線を引いております。

はじめに（プラン策定の趣旨）

1 愛媛県内における若者の雇用情勢

愛媛県内における若者の雇用情勢については、新規学校卒業者の就職決定率は高い水準で推移しており、失業率は他の年代と比べて低いものの、高校卒の約4割、大学卒の約3割が卒業後3年以内に離職するなど、依然として厳しい状況にあります。

また、「働いておらず、学校へも通っていない、職業訓練等も行っていない」いわゆる「ニート」¹と呼ばれる若年無業者（以下「ニート」という。）については、愛媛県においても相当数があると推計されていますが、ニートの状況が続くと地域社会や職業生活から孤立し、本人の人生設計にも影響が及ぶだけでなく、働き手・社会の担い手となることが困難となり、将来的には生活困窮の状態に陥る可能性があるなど、社会にとっても様々な悪影響が及ぶと考えられています。

こうした状態にある若者が仕事探しをしていない理由は健康上の理由や人間関係のつまづきによる自信喪失、やりたい仕事が見つからない等様々であり、一機関のみによる既存の就労支援では対応が困難な者も多いと考えられます。

2 プラン策定の趣旨

このような若者を職業的自立、更には就労へと導くためには、できるだけ早期に（迅速性）、個々人の状況に応じた（個別性）、包括的な（包括性）支援を、継続的に（継続性）行うことが必要です。

そのためには、「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」を中心に、様々な関係機関（就労支援機関、職業訓練機関、教育機関、保健・福祉機関等をいう。以下同じ。）が互いの強み＝専門性を理解し、支援のネットワークを形成して対応する必要があります。

このプランは、ニートの状況にある若者や既存の就労支援を活用できない若者の職業的自立支援に携わる方々を主な読み手と想定し、サポステを中心とする支援の内容（指針、取組、支援のネットワーク）をとりまとめて供することにより、関係者が一体となって若者の職業的自立支援に取り組むための指針として策定したものです。

¹ 若年者が置かれてきた厳しい雇用環境の中、ニートと呼ばれる若者の存在がクローズアップされました。ニートとは、「Not in Education, Employment or Training」の略で「働いておらず、学校へも通っていない、職業訓練なども行っていない」状態にある若者を指します。

〈補足〉

国においては、令和元年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針）を閣議決定し、同年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」を策定しています。政府として、無業者や非正規就労者の状況にある就職氷河期世代への支援も重要課題として取り組むことを明確にしています。

これを受けて、愛媛労働局・愛媛県・経済団体などから構成される「えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」が令和2年6月に設置され、同年11月に事業実施計画が策定されました。事業実施計画では、非正規のみならず無業者等を含めた就職氷河期世代支援の方向性が示されており、これに沿った支援を実施していくこととしています。

就職氷河期世代活躍プラットフォームは、県内の就職氷河期世代への支援策及び事業計画のとりまとめや、その進捗管理等を行うとともに、自立相談支援機関やハローワークなどからなる市町村プラットフォームとの連携や情報共有を行い、支援対象者の就職・社会参加の実現を目指すこととしています。

これらに伴い、令和2年4月よりサポステにおいても、対象年齢を39歳までから49歳までに拡大し、就職氷河期世代も支援対象としていることから、就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画に沿った、同世代を含むニートの支援に取り組んでいく必要があります。

第一部 ニートの状況に至る若者への支援

1 職業的自立への支援

(1) サポステを中心とした支援

(指針)

いわゆるニートの状況にある若者を職業的自立やその先の進路決定に導くためには、次の2つを進めることが必要です。

- ・ 職業的自立支援²の中心機関である「サポステ」が本人の状況に応じた支援に取り組むこと。
- ・ 職業的自立に至った若者に対し、就労支援等へ円滑に移行すること。

このため、サポステにおいては、「職業的自立支援」と「ニートにさせないための支援」を運営の二本柱に掲げ、かかる目的に照らした包括的な支援（基礎能力の養成、職業意識の涵養、社会適応に必要な態度と能力の涵養、就労支援等）に取り組むとともに、関係機関と連携した円滑な移行に取り組めます。

また、当該関係機関においては、様々な支援策の中から本人の状況に応じた支援（就労支援・職業実習、職業訓練等）を行い、その進路決定を支援することを期待します。

さらに、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、現在30代半ばから40代半ばのいわゆる「就職氷河期世代」に対しても、えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画をふまえた支援に取り組めます。

なお、サポステによる進路決定の目標値は令和2年に「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」にて策定しており、実績値は次のとおりです。

年度	実績値									目標値 ³
	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	延べ ⁴	R2～R6
来所数	4,612	3,221	3,002	2,875	2,461	2,547	2,430	2,696	60,632	5,000
進路決定者数	125	118	105	113	114	90	120	129	2,276	200
就職	124	118	94	96	102	80	97	115	1,865	—
訓練	1	0	5	14	8	10	20	6	237	—
進学他	0	0	6	3	4	0	3	8	174	—

² 職業意識の涵養、社会適応（集団行動への適応等）に必要な態度と能力の涵養により、就労に必要な意欲・能力・行動を自ら備えられるように支援します。

³ 令和6年度までは、各年度で来所件数5,000件・進路決定200名を目指す。なお、訓練及び進学他は国の指標が年度ごとに変わるため、目標値の内訳は設定しない。

⁴ サポステ設置年度（H18）からの延べ人数

(取組)

① サポステを通じた職業的自立支援

愛媛県では、サポステの設置⁵を通じて、ニートと保護者の方の状況に応じたきめ細かな支援を行い、就職等の進路決定に導きます。

【具体策】(実施主体：サポステ)

○専門職等による本人と保護者の状況に応じた相談支援

キャリアコンサルタントによるキャリア形成支援、メンタル面の支援が必要な場合は公認心理師又は臨床心理士による心理カウンセリング、保護者からの相談や出張相談にも対応。

○本人の状況に応じたキャリア開発プログラムやセミナー提供

ビジネスマナーや面接対策等の多様なセミナーにより職業意識の醸成を促す。

○職場見学・職場体験の実施

人材不足の業種・職種等における長期・短期職場体験プログラム及び体験先企業等への就職支援の実施。

② 職業的自立支援から就労支援等への円滑な移行

サポステでは、関係機関と連携し、職業的自立に至った若者を就労支援や職業訓練等へと結び付け進路決定に導くとともに、支援状況をフォローする体制を整えます。

【具体策】(実施主体：サポステ及び関係機関)

○地域若者自立支援ネットワーク会議

サポステと就労支援機関、職業訓練機関、保健・福祉機関が支援情報を共有するため等の担当者会議を開催。

(就労支援機関の施策)

松山市にあるジョブカフェ愛 work では、利用者の職業適性診断やキャリアカウンセリング等に基づき、その状況に応じた就労支援を職場定着に至るまで行っています。

また県内8所のハローワークでは、求職者に対し職業相談・職業紹介事業を通じた就労支援を行っているほか、事業主に対しても、就職が困難な求職者を試行的に短期雇用する場合に奨励金を支給しています。

この他、農林漁業の就業や創業の支援など本人の状況に応じた選択肢があります。

⁵ 松山市に「えひめ若者サポートステーション」(平成18年8月～)を、新居浜市に「東予若者サポートステーション」(平成21年5月～)を国と協働で設置。平成30年4月に東予サポステがサテライト化したことに伴い、えひめサポステの対象地域は県下全域に拡大、東予サポステはそのうちの東予地域を担当している。

【具体策】

○就職関連サービスのワンストップ提供（実施主体：ジョブカフェ愛 work）

各種セミナーやキャリアコンサルタントによる相談など、就職から職場定着に至るまで、就職関連サービスをワンストップで提供。

○職業相談・職業紹介、トライアル雇用事業（実施主体：ハローワーク）

就職関連サービスのほか、職業経験、知識技能の不足等で就職が困難な求職者を試行的に雇用（原則3か月）する事業主に助成金を支給。

○営農インターン推進事業（実施主体：（公財）えひめ農林漁業振興機構⁶）

新たに就農しようとする者の不安を解消し、スムーズな就農を支援するため、県内の農家や研修機関において、営農実務研修を実施（1年以上2年以内）。

○創業支援

- ・創業に関心を持つ者を対象に、創業から事業継続に至る諸活動を切れ目なく支援。（実施主体：（公財）えひめ産業振興財団⁷）
- ・自治体間での情報共有など連携を強化し、創業希望者に対しての窓口相談、セミナー、創業に必要な情報等の提供や融資など複合的な支援を実施。（実施主体：松山市（松山しごと創造センター⁸）、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町）
- ・八幡浜市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大を行う方に、創業等に要する費用の一部を補助（八幡浜市創業等支援事業補助金）。（実施主体：八幡浜市）

○就職氷河期世代に対する支援（実施主体：愛媛労働局）

就職氷河期世代（概ね35歳以上55歳以下）に対する就労支援の実施、各種助成金制度の実施。

○就労準備支援事業（実施主体：（一社）愛媛県労働者福祉協議会）

悩みがあって、就職活動を始められない方に、支援員がどうしたらいいか一緒に考え、就労につなげる。

（職業訓練機関の施策）

県内3校（新居浜、愛媛中央、宇和島）の県立産業技術専門校⁹（以下「専門校」という。）では、新卒者や離職者等を対象に、直営（施設内訓練）又は委託（委託訓練）により多様な職業訓練を行っており、企業等において求められる技術・技能等を教授することで、地域において求められる産業人材の輩出及び円滑な就職につなげています。

⁶ 農林漁業の担い手を育成し、愛媛県の農林漁業の振興に寄与することを目的として、農地の保有合理化、農業生産の高度化と農業経営の近代化の促進、農林漁業後継者の確保、育成、農業経営に関する指導等を実施している。

⁷ 地域産業の高度化及び新事業創出の支援を行うとともに、県内中小企業等の情報化、経営基盤の強化、経営革新、設備の導入等を促進している。

⁸ 創業・経営・就労支援などの幅広いサービスをワンストップで提供する支援拠点。令和2年9月にリニューアルした（旧：未・来 Job まつやま）。

⁹ 職業に就くための知識・技能を身に付けるため職業訓練を実施する県立の職業能力開発施設。H31年4月1日より名称を県立産業技術専門校に変更するとともに、今治・松山校を愛媛中央校として統合。詳細はHPを参照（<http://www.pref.ehime.jp/sangisen/>）。

【具体策】

○多様な職業訓練（実施主体：専門校及び委託訓練先）

新卒者を主対象にもものづくり産業等の技能職を目指す施設内訓練、離職者を主対象に事務・サービス職等を目指す委託訓練のほか、障がい者対象訓練等、本人の状況に応じた多様な訓練を実施。

○ジョブ・カードの作成（実施主体：専門校及び委託訓練先）

キャリアコンサルティングを基に、受講者の職歴、教育訓練歴、取得資格等の情報を集約したジョブ・カードを作成。

③ 就職後のフォローとやり直しのきく働き方の推進

ニートの中には短期間の不安定な就労を繰り返す者も多いため、就職に至った後もしばらくの間フォローできる体制の整備や、不安定な就労形態から安定した就労形態への移行を促すことが課題となっています。

更に、従来の日本型雇用慣行（企業が新卒者中心に正社員を一括採用し、企業内の訓練等により職業能力開発を図る。）の変化が続く中、若者が自分の力でキャリア形成を図ることを促すことも課題となっています。

【具体策】

○定着・ステップアッププログラム（実施主体：サポステ）

本人の希望に応じ、就職後の定着のためのフォローを実施するほか、不安定な就労形態から安定した就労形態への移行を支援。

○就職関連サービスのワンストップ提供（再掲）

○多様な職業訓練（再掲）

○有期実習型訓練事業（実施主体：ハローワーク）

職業能力開発機会が乏しかった者や新卒者を雇用して訓練を行い、当該訓練先企業での無期雇用を促進。

○ジョブ・カードの普及（実施主体：愛媛労働局及び事業主団体）

利用者の職歴、教育訓練歴、取得資格等の情報を集約するジョブ・カードを普及させ、キャリア形成支援やマッチング支援に活用。

（２）就労の前段階にある社会的自立への支援

（指針）

ニートの中には、ひきこもり、メンタル面の問題、発達障がい等により社会とのつながりを築きにくくなり、ニートの状況に至る者もいます。

このためサポステにおいては、関係機関・コミュニティ団体等と連携してこうした方々を早期に把握するとともに、職業的自立の前段階としての社会的自立支援（職業意識や社会適応に必要な態度と能力の涵養等）に取り組めます。

また、当該関係機関においては、こうした方々が社会とのつながりを回復する契機として、本人の希望や状況に留意しながら、社会活動（ボランティア、地域おこし等）への参加等の機会を提供することを期待します。

(取組)

① 支援が必要な若者の把握と誘導

愛媛県では、社会的自立支援が必要な若者を把握し、その状況に適した支援が可能な機関へと誘導する環境と仕組みづくりに取り組めます。

【具体策】

- 関係機関へのサポステの周知（実施主体：県、愛媛労働局、サポステ）
若者自立支援HP「Support&Step」の運営等を通じ、県下の関係機関にサポステの周知を図り、支援が必要な若者を把握した場合に円滑な誘導が図られる環境をつくる。
- 高校中退者等アウトリーチプログラム（実施主体：サポステ）
高校中退者等の希望に応じ、サポステ職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談等を実施し、学校教育からの切れ目ない支援を行う。
- 支援が必要な若者の把握と誘導
（実施主体：県市町の保健・福祉機関、コミュニティ団体・NPO等の民間団体）
サポステの周知と合わせて、各機関が支援が必要な若者を把握した場合にその状況に適した支援が可能な機関へと誘導するよう依頼。
- ひきこもりや発達障がいへの対応（実施主体：同上）
県の専門機関（心と体の健康センター（ひきこもり相談室）、発達障がい者支援センター等）やひきこもり支援の民間団体において、本人や保護者の方の状況に応じた相談支援を実施するとともに、その希望に応じサポステに誘導。
- 就職氷河期世代能力開発支援事業（実施主体：県）
 - ・不安定な就労状態にある等、支援を必要とする就職氷河期世代を捕捉し、能力開発に向け、意識開発を図るための講演会を開催
 - ・職業訓練の内容や、訓練で身につけた能力を生かして働くことに対する具体的なイメージを持ってもらうため、県で実施している職業訓練の現場や、職業訓練の修了者が活躍している職場を見学するツアーを実施。
- 就職氷河期世代向け支援（実施主体：ジョブカフェ愛 work）
就職氷河期世代を対象としたサポートデスクの開設、求職者向けの支援セミナーの開催。
- 発達障がい者地域支援マネジャーの配置（実施主体：県）
「発達障がい者地域支援マネジャー」を発達障がい者支援センターに配置し、地域課題を共有し、市町、事業所、関係機関への連絡、調整、助言、指導等を総合的に行う。

② サポステ等を通じた本人の社会的自立支援と保護者の支援

サポステでは、社会的自立支援を必要とする若者と保護者の方の状況に応じたきめ細やかな支援を提供し、職業意識の涵養、社会適応（集団行動への適応等）に必要な態度と能力の涵養を図ります。

【具体策】

- 専門職による本人と保護者の状況に応じた相談支援（再掲）
- 本人の状況に応じたキャリア開発プログラムやセミナー提供（再掲）
- 保護者への相談支援やセミナー提供（実施主体：サポステ）
子どもの自立に悩む保護者への相談支援やセミナーを実施。

- 生活困窮者自立相談支援事業（実施主体：県、市、各社会福祉協議会）
経済的に困窮し、社会的に孤立する等様々な問題を抱える者に対し、就労支援やその他自立に関する問題の相談に応じ、早期の困窮状態からの脱却等を支援。
- 生活困窮者就労準備支援事業（実施主体：県、市、各社会福祉協議会）
就労に必要な実践的な知識・技能が不足しているだけでなく、生活リズムの崩れや社会との関わりへの不安、就労意欲の低下など就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、基礎能力の形成からの支援を行う。
- 若者しごと塾（実施主体：特定非営利法人 e ワーク愛媛）
困難を抱える若者への自立支援、就労支援事業。相談支援、アウトリーチ支援、通所型・宿泊型の自立訓練（生活訓練、ボランティア体験、社会体験、就農体験等）。
- 愛媛県内アフターケア緊急支援事業（実施主体：特定非営利法人 e ワーク愛媛）
ケアリーバーの若者等、アフターケアが必要な若者への自立支援、就労支援、生活支援事業。相談支援、アウトリーチ支援、通所型・宿泊型の自立訓練（生活訓練、ボランティア体験、社会体験、就農体験等）。
- BAKUの日・カウンセリング（実施主体：カウンセリングスペース麦の家）
不登校やニートの若者の居場所作りの支援。仲間との交流の中で「ありのままの自分でいい」ということを体験から得て、自己肯定感を高め、社会に出ていく力をつける。個人カウンセリングも行う。
- 子育て等に対する無料相談（実施主体：カウンセリングスペース麦の家）
子育て（乳幼児、不登校、ニート）や職場における悩み、その他人間関係の相談を無料で行う。

2 ニートにさせないための支援

(1) 就学期・移行期・就労期のキャリア形成支援

(指針)

若者が社会的、職業的に自立し、主体的に進路を決定する力を付けるためには、教育機関と関係者（就労支援機関、企業関係者等）が連携してキャリア教育¹⁰に取り組むことが必要です。

このため県においては、児童・生徒の「働く」実体験（職場見学、職場体験、実技指導等）の充実に取り組みます。

また、ニートの中には、職場の人間関係のつまずきや過重労働などにより、心身のバランスを崩し仕事を辞めた者も少なくないと言われることから、早期離職の防止と職場定着を図るため、快適な職場環境づくりを通じたキャリア保持支援に取り組みます。

企業関係者においては、次世代を担う人材育成の観点から、「働く」実体験の受入等教育機関への協力や、快適な職場環境づくりに取り組むことを期待します。

(取組)

① 就学期の児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育

愛媛県では、小中高の各段階に応じたキャリア教育により、児童・生徒の勤労観・職業観を育てるため、「働く」実体験の充実に取り組みます。

【具体策】

○職場体験・インターンシップの充実

- ・えひめジョブチャレンジU-15事業（実施主体：県）

地元で働く魅力を実感させるため、地域産業や企業において、中学生を対象とした5日間の職場体験学習を実施。令和5年度からは新たに、小学生に地元企業等の魅力を実感させ、中学校での職場体験学習への期待を高めるため、県内全公立小学校第6学年を対象に、プレジョブチャレ「夢わくWork（わくわく）フェスタ」を実施。

- ・定着対策事業（実施主体：新居浜市雇用対策協議会）

中学生・高校生を対象に、インターンシップ派遣前研修及び就職活動準備講習の実施。

○熟練技術者によるものづくり体験等（実施主体：県、県職業能力開発協会等）

児童・生徒等にもものづくりと技能の意義を伝えるため、学校等に熟練技術者を派遣し、ものづくり・技能体験や技術指導を行う。（厚生労働省若年技能者人材育成支援等事業、県技能向上対策事業、県愛媛マイスター等認定・派遣事業）

○ものづくり体験講座（今治地域地場産業振興センター）

中学生に地域のものづくり産業に対する理解を深めてもらい、次世代の地域産

¹⁰ 児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリア形成に必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

業を担う人材の育成と定着を図るため、企業や教育研究機関の関係者による講義等を実施。

○教育関係者の研修会等への講師派遣（実施主体：ジョブカフェ愛 work）

教育機関等が開催する研修会への講師派遣、職業相談等。

○八幡浜市ふるさとキャリア教育事業（実施主体：八幡浜市）

八幡浜市内の中学生を対象に、大学生や地域の職業人と将来について語り合う「語り場」や地元企業を知るための「中学生版合同企業説明会」等を実施し、生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む。

○あつまれいよしのお仕事（実施主体：伊予商工会議所青年部）

伊予市内の中学生を対象に説明会を開催し、地元にも魅力的な会社が多くあることを知ってもらうとともに、働く人の声を聴いてもらうことで、将来の生き方を考える機会を提供する。

○ジュニアエコノミーカレッジ in いよし（実施主体：伊予商工会議所青年部）

市内の小学5～6年生が5人1組のチームで模擬株式会社を設立し、計画・製造・販売・納税までの一連のサイクルを体験。実際に商品を扱う起業教育プログラムであり、自ら決め、行動し、結果を出す体験を通じて、未来の伊予市を担う人材を育成するとともに、地域に新たな交流を生むことを目的とする。

○高校生キャリアプランニング推進事業（実施主体：県）

インターンシップや人材育成講座を通して、生徒一人一人の進学・就職に向けた主体的なキャリアプランニングを推進するとともに、将来、地域で活躍する姿を生徒自身に描かせることで、高校卒業後に県内で就職、又は、いずれ県内に戻ってくる生徒の育成を目指す。さらに、新規卒業就職者に対して、卒業後のフォローを行うことで離職率の低減を図る。

○ソーシャルチャレンジ for High School 事業（実施主体：県）

高校生が、地域の課題について地域社会と連携しながら解決を図る体験的な活動を実践するとともに、愛媛で働く魅力の発信、主権者教育、多世代交流等の様々な活動を行うことにより、地域に愛着を持ち、地域社会で主体的に活躍できる人材を育成する。

○特別支援学校におけるキャリア教育・就労支援充実事業（実施主体：県）

社会の仕組みや働くことの意義を学ぶため、企業関係者等の外部人材を活用したキャリアガイド教室を実施。また、特別支援学校生徒の働く力を企業にアピールし、生徒の働く意欲を高めるための技能検定を実施。更に、特別支援学校キャリア教育推進連絡協議会を開催し、キャリア教育の在り方等について協議。

○ボランティア活動促進事業（実施主体：県）

県による相談窓口の設置や「愛媛ボランティアネット」を活用した情報発信等を行い、県民のボランティア活動の活性化を図る。

○ボランティア活動事業（実施主体：今治市社会福祉協議会）

ボランティアセンター事務局の運営（相談、登録、需要調整）及び各種ボランティアスクールの開催。

○フリースクール連携推進事業（実施主体：県）

学校以外の場における学習や活動の充実、そこへ通う子どもたちの経済的負担の軽減を図るため、子ども子育て応援基金を活用してフリースクールへの財政的支援を行う。

○産業魅力発見パンフレットの作成（実施主体：今治市）

小中学生に今治の産業を知ってもらい、将来の地元就職の機運醸成を図るため、産業魅力発見パンフレットを作成、配布。

② 移行期の生徒個々の適性を踏まえた進路指導や労働教育の普及

教育機関では、社会への移行期にある生徒が就職ではなく進学を希望する場合でも、個々の適性を踏まえながら卒業後のキャリア形成を考える機会を設ける等、キャリア教育の視点を持った進路指導を行います。

このほか、就職を控える高校生等を対象に労働教育の普及に取り組みます。

【具体策】

○進路指導研究の充実（実施主体：県）

県下の小・中・高の進路指導担当教員が、行政機関と連携しつつ進路指導の在り方の研究・協議を行う進路指導研究会を開催。

○えひめ未来マイスター育成事業（実施主体：県）

高校等の全ての職業学科において、地域や産業界と連携した実践的な取組を通して、各専門分野の卓越した技術・技能を身に付けるとともに、県内企業への理解を深める取組を通して、将来、地域産業を支える専門的職業人を育成。

○特別支援学校における就労支援充実事業（実施主体：県）

就労支援コーディネーター（特別支援学校の教職員）等が、労働・福祉関係機関等と連携して現場実習先・就労先の開拓や卒業生の職場訪問を行うほか、高等学校に在籍する障がいのある生徒の就労に関する相談に対応し、就労支援・職場定着支援を強化する。

○学生との交流事業”ひめとーく！”

（実施主体：愛媛県中小企業団体中央会青年部協議会、愛媛県中小企業団体中央会）

県内の学生（大学、短大、専門学校）と青年経営者との交流会を開催。参加者を小グループに分け、経営者から、「仕事とは」「社会に出ることとは」などを伝え、学生からの仕事への心構えや学生のうちに行っておくべきこと等の質問に答えることで、社会に出ることへの不安解消や職業意識の高揚を図る。

○遠隔就職活動支援（実施主体：愛媛大学）

LMS 上での求人情報や動画公開、就職相談やガイダンスをオンラインで実施。

○キャリアガイダンス、説明会等の実施（実施主体：人間環境大学）

・キャリアガイダンスの実施

1～3年生を対象に、大学卒業後の進路の選択肢についてのガイダンスを実施。併せて、具体的な大学側のキャリア支援に関する支援体制状況や最新の就活状況などに関する情報提供を行う。

・学内合同企業説明会・インターンシップ報告会の実施

1～2年生を対象に、インターンシップへの主体的な参加を促進するため、各業界の企業によるガイダンスを実施。また、2年生においてはインターンシップ報告会を実施し、低学年時から働く社会を知り将来を展望することで、ミスマッチのない将来選択をすることを促す。

・適性検査・SPI体験の実施

2年生を対象に、就職試験の受験体験を実施し、就職活動に向けた準備を開始させる。

③ 就労期のキャリア保持

愛媛県では、ジョブカフェ愛 Work や愛媛労働局とも連携しながら、若年労働者の職場定着支援や快適な職場環境づくりに取り組みます。

【具体策】

○職場定着支援

- ・在職者を対象とした職場定着支援セミナーの開催や、キャリアデザインの重要性を啓発するイベントを実施する。(実施主体：ジョブカフェ愛 work)
 - ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 (実施主体：県、県社会福祉協議会)
児童養護施設等を退所し、就職した者に円滑な自立を実現するために、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行う。
 - ・宇和島市若者定住奨励金事業 (実施主体：宇和島市)
若者のふるさと回帰や、移住・定住を促進するため、新規学卒者、Uターン者、Iターン者等を対象に奨励金を支給するもの。
 - ・宇和島市奨学金返済支援事業 (実施主体：宇和島市)
若者の宇和島市への移住定住及び地元就職の促進を図ることを目的に、奨学金返済額の一部を補助するもの。
 - ・八幡浜市若年移住者家賃補助事業 (実施主体：八幡浜市)
新たに市外から転入し、賃貸住宅を借りた若年・子育て世帯に対し、家賃の一部を補助。
 - ・新規移住就業者家賃補助 (実施主体：大洲市)
市内に就業するために新たに賃貸住宅を借りた方に対し、家賃の一部を補助。
 - ・西予市みらい発展就業奨励金事業 (実施主体：西予市)
市内に就職した新規学卒者に最大3年間、30万円を補助。対象者は市内の中学校を卒業した者、県内の中等教育学校、高等学校、特別支援学校を卒業した者又は、専門学校、短期大学、大学を卒業した者。
 - ・中核産業人材確保奨学金返還支援事業 (県)
認定学生が県内の登録企業に一定期間就業した場合に奨学金の一部を助成。
 - ・大洲・内子地域合同企業説明会
(実施主体：大洲市、内子町、大洲商工会議所、内子町・長浜町・川上各商工会、ハローワーク大洲)
大学、短大、専門学校、高校2～3年生及び卒業後3年までの方を対象に、大洲・内子地域の企業による合同企業説明会を開催。
- ##### ○快適な職場環境づくり (実施主体：県、愛媛労働局等関係機関、企業関係者)
- ・労働安全衛生の向上
健康相談、健診、労災・職業病の予防活動等の安全衛生・産業保健活動、職場復帰システムの整備
 - ・働き方改革の推進
「働ナビえひめ」における窓口相談や、「ひめボス宣言事業所認証制度」(R5.4.1創設)の普及等を通じた仕事と家庭の両立支援をはじめとする企業の働き方改革の推進
 - ・ユースエール認定制度の運用 (実施主体：国)
若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を認定し、若者とのマッチング向上を図る。

(2) その他予防に資する取組

(指針)

若者が家庭問題や非行等により不登校やひきこもりといった状態に陥り、それが続くと、基礎能力や集団行動への適応能力等を身に付ける機会が乏しくなるだけでなく、本来経験すべき社会的経験を経ないことにより、社会から孤立感が強まり、将来的にニートに至るおそれがあります。

このため、児童・生徒のつまずきを早期に発見できる体制を整えるとともに、ニート同様、関係機関が連携して専門的な支援を行う体制を整えます。

(取組)

【具体策】

○不登校への対応（実施主体：県）

不登校等の未然防止や早期発見のため、「心の専門家」であるスクールカウンセラー等を公立小・中学校に配置し、教育相談体制の充実を図る。（スクールカウンセラー活用事業）

○ひきこもりや発達障がいへの対応（再掲）

○高校中退者等アウトリーチプログラム（再掲）

○青少年非行問題の予防・対応（実施主体：警察、県青少年育成協議会、県）

- ・非行少年等の立ち直り支援のため、警察が関係機関（学校、福祉総合支援センター、子ども・女性支援センター、保護観察所、ハローワーク等）と連携し、面接や各種体験活動を通じて、少年の再非行防止を図り、修学・就労を支援（支援対象は小学生から19歳まで）。
- ・青少年の健全育成を推進するため、愛媛県青少年育成協議会が行う事業へ補助を行うなど、関係機関と連携して、県民総ぐるみによる活動を展開する。（子ども・若者健全育成推進事業）
- ・再犯防止のため、対象者の特性や希望に応じた就労相談を実施し、早期離職を防止し、安定した就労と生活を確保するとともに、支援へのつながりや伴走的な支援体制を構築。また、「愛媛県再犯防止推進会議」及び「地域別再犯防止推進会議」を開催し、関係機関との連携を強化している。（地域再犯防止強化事業）

○おおずふれあいスクール（実施主体：国立大洲青少年交流の家）

不登校児童・生徒、ひきこもりがちな青年を対象に、自然体験活動や文化・スポーツ体験活動等を通して自立を促進し、社会への適応能力の向上を図るふれあいスクールを開催

○児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（再掲）

3 参加と連携による若者の自立支援の推進（体制）

(1) サポステを中心としたネットワークの確立

(指針)

「はじめに」で述べたとおり、ニートの状態やそこに至った理由は様々であり、このような若者を職業的自立、更には就労に導くためには、できるだけ早期に個々人の状況に応じた、包括的な支援を、継続的に行うことが必要です。

そのためには、サポステを中心に、様々な関係機関が互いの強み＝専門性を理解し、支援のネットワークを形成して対応することに加え、各機関が更なる能力向上に努めていく必要があります。

(取組)

① 関係機関のネットワーキング

愛媛県では、いわゆる若者雇用促進法の施行も踏まえ、

- ・ ニートの職業的自立支援や就労支援等への円滑な移行を図るため、サポステと就労支援機関の連携強化
- ・ 対象者の状況に応じた支援を可能とするため、サポステと他の関係機関連携の充実
- ・ 学校等から職業生活へ円滑に移行するため、在学時（中途退学者や進路未決定者など）からサポステと教育機関が連携した切れ目のない支援

などに、愛媛労働局や市町とも連携して取り組みます。

【具体策】

- 愛媛労働局及び市町等との関係構築（実施主体：県及びサポステ）
- 地域若者自立支援ネットワーク会議（再掲）

② サポートの意義の周知啓発

愛媛県では、本人と保護者を含め、県民及び企業に対してニートの正確な実態と対応の周知啓発を図るとともに、サポステの意義と機能の周知による利用促進を通じ、社会で若者の自立を支援しようという意識づくりに取り組みます。

【具体策】

- 周知広報事業（実施主体：県、新居浜市、サポステ）（一部再掲）
HP「Support&Step」、リーフレットの配付やフォーラム開催等を通じ、県民にニート等へのサポートの意義の周知を図り、本人のサポステの利用促進や、関係機関からの円滑な誘導が図られる環境をつくる。

(2) ネットワークの関係者に期待したい役割

① 行政（県、市町、愛媛労働局）

県は、上記ネットワーク構築の中心的役割を担います。

市町には、住民に最も近い行政機関として、保健・福祉機関を通じ支援を必要とする若者を把握した場合に、サポステをはじめその状況に適した支援機関に誘導する仕組みづくりに取り組むことを期待します。

愛媛労働局には、ニートを職業的自立やその先の進路決定に導くために、ハローワークとサポステの連携の充実を図ることを期待します。

② 就労支援機関

就労支援機関のうち行政機関には、サポステから誘導を受けた場合の就労支援や職業訓練への円滑な移行と、サポステの支援が適する若者を把握した場合には、サポステに誘導することを期待します。

民間機関には、地域社会とともに支援を必要とする若者を把握し、その状況に適した支援機関に誘導することを期待します。

③ 教育機関

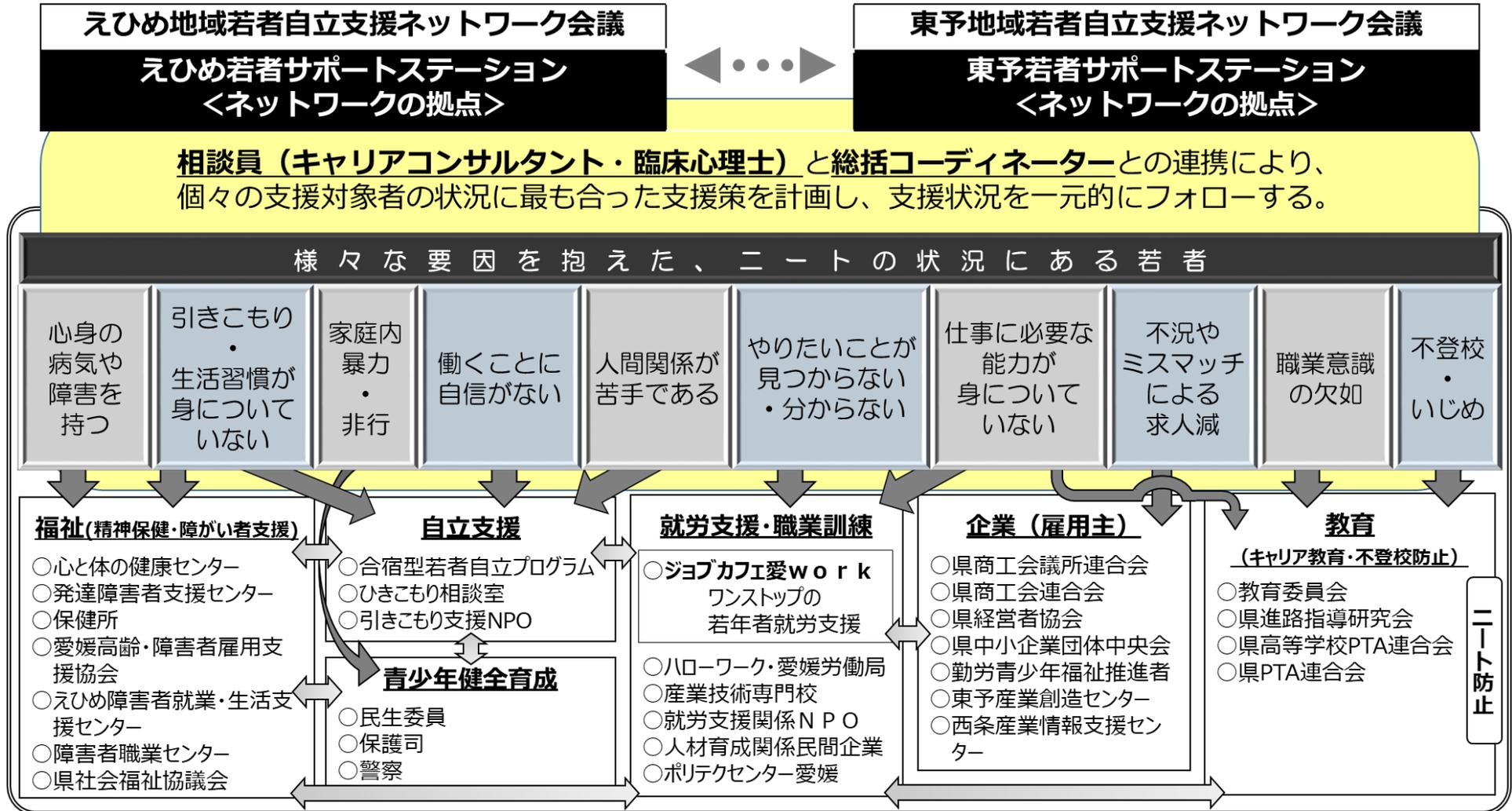
教育機関には、若者が将来主体的に進路を決定し、職業的・社会的に自立する力を付けるために、「学ぶ」、「働く」、「生きる」ことが上手くつながるキャリア教育をより一層推進することを期待します。

また、教育現場では、児童・生徒の心の問題等に留意して、個々に応じた専門的なサポートを充実させていくことを期待します。

④ 事業主団体及び事業主

事業主には、若者の人材育成に取り組むことが、各企業の将来にとっては優秀な人材の確保等につながり、社会全体では経済の活性化につながるという視点で、先入観にとらわれない公正採用、非正規雇用から正規雇用への転換、社員の能力開発やキャリア形成支援を含む雇用管理に取り組むことを期待します。また、教育機関が行うキャリア教育への協力を期待します。

愛媛県における若者自立支援ネットワークのイメージ図



第二部 若者の就労をめぐる現状

1 若者を取り巻く雇用環境

(若年者の就職決定率、失業率・早期離職率)

愛媛県の新規学卒者の就職決定率は、全体的に改善基調であり、全国平均に近い数値で推移しています（表1）。

若年者の完全失業率は、15～24歳で6.5%、25～34歳で4.6%となっており、全年齢層（若年者計5.2%、全年齢層3.8%）と比較して厳しい雇用情勢となっています（令和2年国勢調査）。

就職して3年以内に離職する者の割合は、短大卒で41.9%と一番多く、他の学卒についても30%を超える高い離職率となっています。（表2）。

表1：新規学卒者の就職決定率（単位：％）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	愛媛	全国	愛媛	全国	愛媛	全国
高校卒	99.0	99.1	99.7	99.2	<u>99.1</u>	<u>99.3</u>
短大卒	90.1	96.3	88.1	97.8	<u>92.8</u>	<u>98.1</u>
大学卒	97.2	96.0	97.4	95.8	<u>98.3</u>	<u>97.3</u>

資料出所：大学等卒業者の就職状況調査（厚生労働省）

表2：全国の早期離職率（令和5年7月末）（単位：％）

	1年以内（R3.3卒）	2年以内（R2.3卒）	3年以内（H31.3卒）
高校卒	<u>16.6</u>	<u>26.8</u>	<u>35.9</u>
短大卒	<u>18.3</u>	<u>29.7</u>	<u>41.9</u>
大学卒	<u>12.2</u>	<u>21.8</u>	<u>31.5</u>

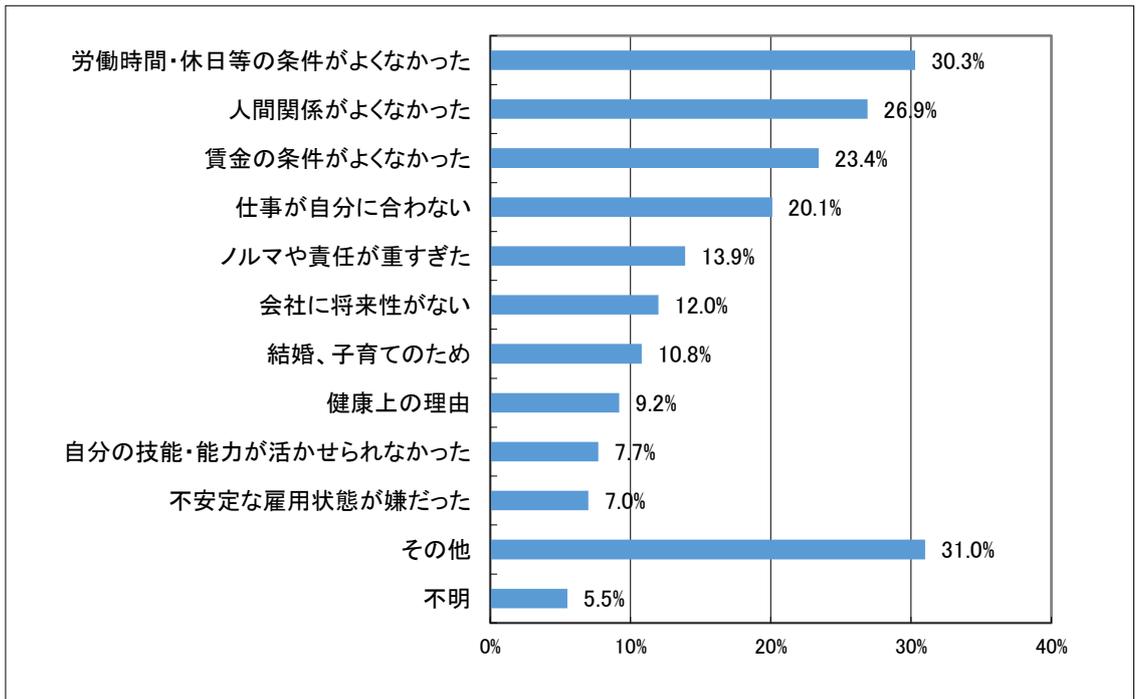
資料出所：新規学校卒業就職者の就職離職状況調査（厚生労働省）

(若年者の就労意識)

若者が初職を離職した理由は、「労働時間・休日等の条件がよくなかった」が一番多く、「人間関係がよくなかった」、「賃金の条件がよくなかった」、「仕事が自分に合わない」、「ノルマ責任が重すぎた」と続いています（図1）。

このことから、就職後、自分の想定していた状況との間にギャップを感じ、離職する者が多いと考えられます。

図 1：若年者が初めて就職した会社を離職した理由（複数回答可）



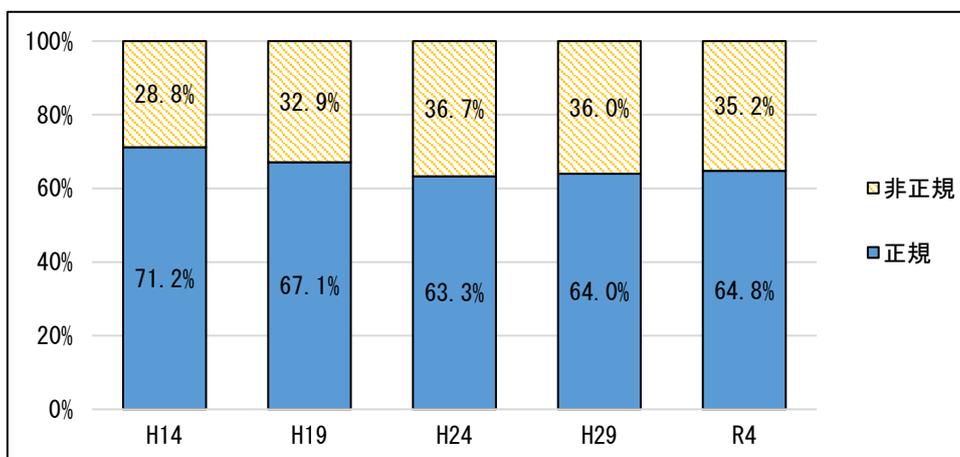
資料出所：平成 30 年若年者雇用実態調査結果の概況（厚生労働省）

（非正規雇用率）

愛媛県において、非正規雇用者の割合は平成 24 年までは増加傾向でしたが、それ以降は減少傾向にあります。しかし、雇用者のうち約 3 人に 1 人は非正規雇用者という状況が続いています（図 2）。

また、非正規雇用から正規雇用に転換することは難しく、転職を行っても非正規雇用者の約 8 割は非正規雇用に就いており（表 3）、将来的に不安定な職業形態にとどまる可能性があります。

図 2：雇用者（会社などの役員を除く）に占める正規・非正規雇用者の割合（愛媛県）



資料出所：平成 14 年～令和 4 年就業構造基本調査（総務省）

表3：転職入職者の雇用形態間移動状況（全国）

前職 現職	雇用期間の定めなし		雇用期間の定めあり	
	雇用期間の定めなし	雇用期間の定めあり	雇用期間の定めなし	雇用期間の定めあり
令和3年(%)	46.9	16.2	7.2	27.8
令和2年(%)	48.2	13.9	8.8	26.7
前年差(ポイント)	-1.3	2.3	-1.6	1.1

注：自営業からの転職入職者を含まないため、合計は100にならない。

資料出所：令和3年雇用動向調査（厚生労働省）

2 ニートの状況にある若者の現状

（ニートの数（推計値））

ニートの数は、直近の推計値によれば全国で 615,700 人、愛媛県は 5,400 人 で、県の 15～34 歳人口に占める割合は 2.5%、全国下位 26 位 でした（表4）。

なお、ここでいうニートとは、15～34 歳で家事も通学もしていない無業者のうち、①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）又は、②就業を希望していない者（非就業希望者）のことを指します（図3）。

表4：ニートの状況にある若者の数と15歳～34歳人口に占める割合（愛媛県及び全国）

愛媛県	若年無業者（人）			15～34歳人口に占める割合（%）		
	総数	男	女	総数	男	女
令和4年	5,400	3,600	1,800	2.5	3.3	1.7
平成29年	6,400	3,700	2,700	2.7	3.1	2.3

全国	若年無業者（人）			15～34歳人口に占める割合（%）		
	総数	男	女	総数	男	女
令和4年	615,700	368,800	246,900	2.5	3.0	2.1
平成29年	598,800	359,900	238,900	2.3	2.8	1.9

資料出所：平成29年・令和4年就業構造基本調査（総務省）

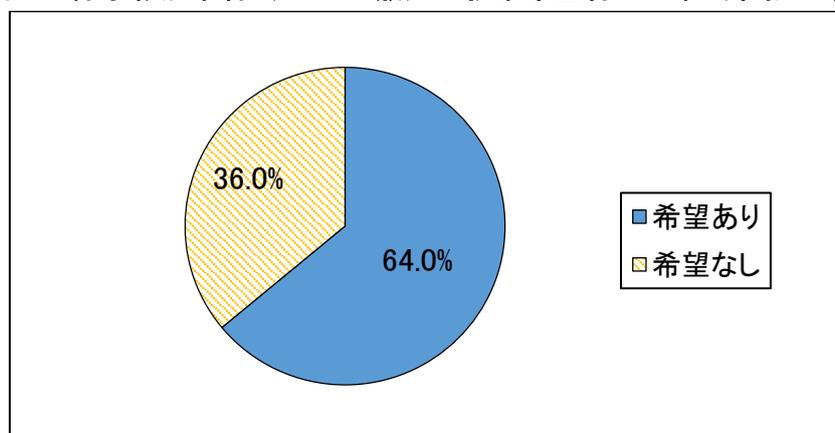
図3：ニートの状況にある若者（上記推計における整理）



(非求職無業者¹¹の就職希望)

令和4年就業構造基本調査によれば、就業希望を持っている人は非求職無業者（15～34歳）のうち64.0%を占め、全体の約3分の2が就業を希望しています（図4）。ニート＝働く意欲がないとのステレオタイプは正確ではありません。

図4：非求職無業者（15～34歳）の就業希望者の比率（令和4年）

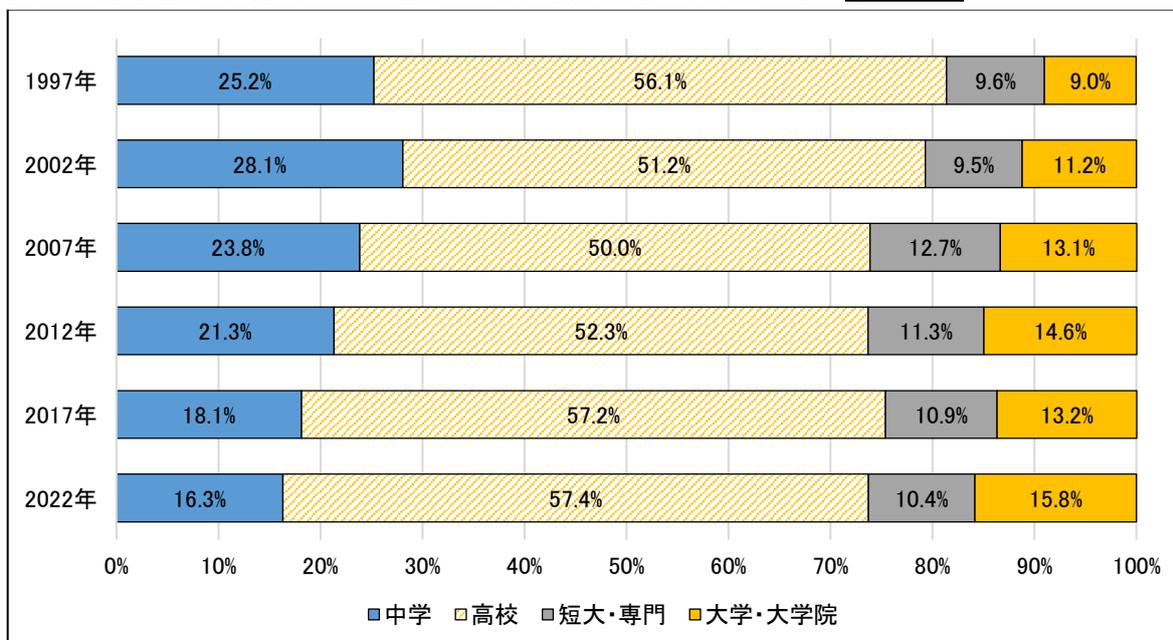


資料出所：令和4年就業構造基本調査（総務省）

(非求職無業者の学歴)

非求職無業者（15～34歳）の学歴構成は、1990年代には約6割が高卒・約3割が中卒でしたが、近年は大学・短大等卒の割合が増え、2002年に2割を超え、以降も2～3割で推移しています。（図5）。

図5：非求職無業者（15～34歳）の学歴構成推移（平成9年～令和4年）



資料出所：（若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③－平成29年版「就業構造基本調査」－（独）労働政策研究・研修機構）及び令和4年就業構造基本調査（総務省）

¹¹ 無業で求職活動をしていない者のうち、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない者を指す。「ニート」の定義にほぼ対応するもの。

(愛媛県のサポステに登録した若者の現状)

えひめ及び東予サポステに新規登録した者(令和4年度:118名)に対するアンケート調査の結果から、支援を必要としている若者の特徴が見えてきます。

① 学校教育段階でつまずきを経験している者が多い。

高校、大学・短大、高専、専門学校の各段階での中退者は合わせると約2割に上る。

② 約8割が何らかの職業経験を持っているが、半数が非正規雇用の経験者。

職業経験のある者のうち、正社員の経験のある者は48.5%、正社員以外(学生時代のバイトや単発のバイトを含む)の経験のある者は51.5%。

③ ひきこもりなど過去にネガティブな経験のある者や、疾病・障がいを抱えた者が多い。

「ひきこもり経験あり」38.1%、「精神科・心療内科へ通院中」33.9%

参 考

愛媛県のニート支援をめぐる主な動き

平成 17 年 7 月 青少年の就労に関する研究調査（内閣府）公表

- ・本県においては、ニートの状況にある若者の数が 15 歳から 34 歳までの人口に占める割合が 2.99%と全国ワースト 5 位

平成 18 年 7 月 愛媛若者サポート会議設置

- ・本県のニート支援の検討開始。8 月にはえひめ若者サポートステーション開設（松山市）、ニートの状況にある若者の総合相談窓口として活動開始

平成 19 年 2 月 愛媛若者サポートプラン策定等

- ・「若者の自立支援、私たちの役割は何か」をテーマに基調講演等を実施するとともに、愛媛若者サポート会議における 3 回の検討を経て、県下のニート支援の指針となるプランを策定・公表。この後、毎年度改訂。

平成 19 年 4 月 愛媛県発達障がい者支援センター開設

- ・発達障がい者やその家族に対し、就学前から卒業後に至るまでの相談支援・発達支援・就労支援等の活動を開始

平成 19 年 10 月 えひめサポステ 1 周年記念フォーラム開催

- ・「一人ひとりのニーズに合わせた就労支援を考える」をテーマとして、発達障がいの特徴を有する若者の職業的課題について基調講演等を実施。
- ・以後、毎年度 1 回「えひめ若者サポートフォーラム」を開催。

平成 20 年 6 月～8 月 えひめサポステが訪問相談事業等開始

- ・カウンセリングスペース・麦の家の協力を得て訪問相談事業を実施。8 月には職場体験モデルプログラム事業やジョブトレナーによる職場体験受け入れ先の開拓及び付き添いジョブトレーニングを開始

平成 21 年 2 月 都道府県別若年無業者数の公表（平成 19 年就業構造基本調査雇用失業統計研究会推計）

- ・以後、5 年ごとに推計値の公表

平成 21 年 4 月～5 月 南予サテライト、東予若者サポートステーション開設

- ・南予地方局で週 1 日の個別相談を開始。翌月、新居浜市に東予地域を対象とした東予若者サポートステーションを開設。

平成 27 年 9 月 若者の雇用促進等に関する法律公布、順次施行

平成 28 年 9 月 愛媛若者サポート会議のあり方の見直し

- ・審議会等の設置及び運営に関する指針等を踏まえ、「愛媛若者サポート委員会」に名称を変更し、任務や委員構成等を見直し。

平成 30 年 4 月 東予サポステを常設サテライト化

- ・40 代前半の氷河期世代を支援対象とする国のモデル事業を実施。

令和 2 年 4 月 就職氷河期世代に対する相談体制の整備（サポステ・プラス）

- ・国の「就職氷河期世代に関する行動計画 2019」により、サポステの支援対象を 49 歳まで拡大。

令和 2 年 11 月 長期無業者等への支援に関する事業実施計画の策定

- ・えひめ就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおいて、長期にわたり無業の状態にある者等の支援に取り組むことを定めた事業実施計画を策定。

令和 5 年 3 月 長期無業者等への支援に関する事業実施計画の改訂

- ・令和 4 年度までの「第一次ステージ」に続き、令和 5 年度からの 2 年間に「第二ステージ」と位置づけ、就職氷河期世代に対する取組を継続。

(参考) えひめ若者サポートフォーラム開催テーマ

年度	テーマ
H19	一人ひとりのニーズに合わせた就労支援を考える ～発達障害の特徴を有する若者の職業的課題～
H20	今、若者の自立支援に求められるネットワークとは ～ニート・ひきこもり・発達障がい若者が社会とつながるために～
H21	若者の自立支援における家庭、教育、企業、地域のあり方
H22	ニート卒業、そして自立へ ～働く、働き続けるために必要なこと～
H23	就職につまずく若者たち ～現状とこれからの支援を考える～
H24	若者の自立支援をめぐる現状と課題
H25	社会への一歩が踏み出せない若者の就労支援
H26	若者の新しい働き方 就労支援のあり方
H27	地域で若者を支える取組み ～とよなかサポステの事例を通して～
H28	困難を抱える若者の就労支援 ～熊本県人吉市から～
H29	就労困難な若者が安定した生活基盤を築くための支援について
H30	困難を抱える若者とその先輩たちのための就労支援
R元	若者の自立を支えるネットワークづくり～ニート・ひきこもり支援の現場から～
R2	地域で若者を支えるネットワークづくり～ニート・ひきこもり支援の現場から～
R3	困難を抱える若者の就労支援～発達障害の方たちの働くをサポートする～
R4	「無職の学校」の著者が語る～職業訓練で見つけた人生とは～
R5	「いなか就職」と「とかい就労支援」の連携を目指して～誰でも活躍できる働き方開発とは～

愛媛若者サポート委員会委員名簿

任期：令和4年11月12日から令和6年11月11日まで

区分	役職	氏名	備考
事業主団体 関係者 (1名)	愛媛県経営者協会 専務理事	八塚 洋	
行政関係者 (2名)	ハローワークプラザ松山 所長	武井 久経	
	愛媛県心と体の健康センター 所長	<u>廣瀬 浩美</u>	
有識者 (3名)	労働・雇用分野の学識者 (聖カタリナ大学人間健康福祉学部 教授)	矢島 伸浩	
	有限会社能力開発システム研究所 代表取締役	木曾 千草	
	<u>特定非営利活動法人ライフサポートここはうす</u> 統括所長	<u>桑原 綾子</u>	
教育関係者 (3名)	県内大学就職支援経験者 (愛媛大学教育学生支援部 主幹)	岡 靖子	
	県内高校就職支援経験者 (愛媛県教育委員会事務局高校教育課 担当係長)	徳森 久子	
	愛媛県高等学校PTA連合会 会長	<u>中川 豊和</u>	
一般公募 (1名)	ニートの支援について関心がある方	<u>本田 純子</u>	



愛媛県（経済労働部産業雇用局労政雇用課）

〒790-8570

松山市一番町4丁目4-2

TEL 089-941-2111（県庁代表）

URL <http://www.pref.ehime.jp>